

番 号 : 160786

国 名 : ペルー

担当部署 : 中南米部 南米課

件 名 : ロレト州イキトス下水道支援専門家【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 下水道支援専門家【有償勘定技術支援】

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2016年11月中旬から2017年7月中旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 5.00M/M、合計 5.75M/M

(3) 業務日数 :

・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 4日

・ 第2次 国内準備 3日、現地業務 120日、国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 10月26日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ
ル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、
電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達
情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契
約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)を
ご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますの
で、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各
プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月8日(火)までに
個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務：	下水道に係る各種業務
対象国／類似地域：	ペルー／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等

特になし

(2) 必要予防接種

特になし

(https://www.jica.go.jp/volunteer/qualifier/senior/before_dispatch/before_dispatch_s/v/pdf/a05.docご参照ください)

6. 業務の背景

ペルー国全体の下水道普及率は78.0% (2015年。ペルー国家統計局) であるが、同国の熱帯雨林地域は海岸地域等の他地域に比べて下水道普及率が低く (海岸地域が88.3% (同) であるのに対して熱帯雨林地域は55.5% (同))、中でも熱帯雨林地域に属するロレト州は44.7% (同) と下水道の普及が大きく遅れている。ペルーではこれまでも上下水道の整備が優先開発課題であったが、2016年7月28日に大統領に就任したペドロ・クチンスキー新大統領 (任期は2021年までの5年間) は、大統領就任時の施政演説において、上下水道の全国民への普及を当該演説の一番目の政策に挙げており、上下水道分野はペルー新政権にとり最重要政策課題である。

JICAは、2008年12月に「イキトス下水道整備事業」(円借款) (以下、「本事業」という。) の借款契約を調印し、ロレト州の州都であるイキトス市において、本事業の実施機関であるロレト州政府生産性インフラ公共機構 (以下、「OPIPP」という。) による下水道処理場、ポンプ場、下水管渠の建設への協力を実施してきたが (2013年12月に貸付完了済み)、本事業の開発効果が十分に発現するに至っていない。

本事業の開発効果発現に向けては、本事業の運営維持管理機関であるロレト州上下水道公社 (以下、「SEDALORETO」という。) による本事業により建設された施設の適切な運営維持管理が不可欠であるが、SEDALORETOは本事業の下水処理場の運営維持管理費用の下水料金への反映が国家衛生事業監督機関 (以下、「SUNASS」という。) により承認されていないこと等が原因で財務基盤が脆弱であり、SEDALORETOからは、下水システムの管理能力強化や、現行下水料金においても運営維持管理費用を確保できるよう無収水対策を通じた財務基盤の強化に対する技術支援を依頼されている。

かかる状況下、本事業の未完成及び瑕疵のある工事に対するペルー新政権による対応を待ちつつ、現時点でJICAが支援可能なSEDALORETOの下水システム管理能力および財務基盤等の強化への協力を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SEDALORETOをカウンターパート (以下、「C/P」という。) 機関とし、SEDALORETOの下水システム管理能力および財務基盤強化を促進するための技術支援を行う。

また、本業務の実施においては、ペルー側関係機関である住宅建設衛生省、OPIPP、

SUNASS、国家水利庁等とも緊密に連携した業務遂行が期待される。

なお、現在、本業務の内容についてペルー側関係機関と調整中であり、調整の結果、業務内容に変更が生じる可能性がある。

(1) 第1次国内準備 (2016年11月中旬)

- ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、ペルー政府作成の関連報告書等を参照し、本事業およびSEDALORETOの情報を収集し、その概要を把握する。
- ② JICA中南米部およびペルー事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表(案)を含む業務計画書(和文)を、JICA中南米部による確認のち提出する。併せて、JICAペルー事務所にもデータを送付する。なお、業務計画書(和文)はJICAペルー事務所が西文翻訳し、SEDALORETO、住宅建設衛生省、OPIPPに共有するため、ペルー側に提出する資料であることを意識するとともに、翻訳に必要な期間を考慮して資料作成を行うこと。

(2) 第1次現地業務 (2016年11月中旬から12月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAペルー事務所およびSEDALORETOに、JICAペルー事務所が西文翻訳した業務計画書(和文)を提出し、同計画書への承認を得る。当該承認取得後、住宅建設衛生省およびOPIPPに上記の西文翻訳した業務計画書(和文)を共有する。
- ② SEDALORETOにかかる情報収集を行い、組織概要、下水システム管理能力、財務基盤等について把握する。
なお、これら情報は、本事業における実施機関の変更に関係する可能性があるため、当該事業の適切な実施および運営維持管理の観点から情報収集を行うこと。
- ③ 必要に応じて、SEDALORETOの下水システム管理能力および財務基盤強化に向け、SEDALORETOと住宅衛生省およびロレト州政府等の関係機関との調整支援を行う。なお、関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA中南米部およびペルー事務所に共有する。
- ④ 必要に応じて、下水料金値上げによるSEDALORETOの財務基盤強化に向けた、SEDALORETOと住宅建設衛生省、SUNASS、国家水利庁等の関係機関との調整支援を行う。なお、関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA中南米部およびペルー事務所に共有する。
- ⑤ 第1次現地業務にかかる現地業務結果報告をSEDALORETO、住宅建設衛生省、OPIPPに対して行う。なお、当該報告に当たっては、ペルー側の理解が容易となるような報告方法で行うこと。
- ⑥ 第1次現地業務にかかる現地業務結果を第1次現地業務結果報告書(和文)にまとめ、JICAペルー事務所に対して報告する。

(3) 第1次国内整理 (2017年1月中旬)

第1次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第1次現地業務結果報告書(和文)に基づき、JICA中南米部に対して行う。

(4) 第2次国内準備 (2017年1月下旬)

- ① 第1次現地業務の結果を踏まえ、第2次現地業務のスケジュールおよび業務内容について JICA 中南米部と打合せを行う。
 - ② 必要に応じて、業務計画書（和文）を修正し、JICA 中南米部による確認ののち提出する。併せて、JICA ペルー事務所にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地業務（2017年2月上旬～5月下旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ペルー事務所および SEDALORETO に対して第2次現地業務のスケジュールおよび業務内容について説明する。同様に、住宅建設衛生省および OPIPP に対しても当該スケジュール等を共有する。上記（4）②において業務計画書（和文）を修正している場合、当該業務計画書（和文）についても、JICA ペルー事務所が西文翻訳して SEDALORETO に説明した上で、住宅建設衛生省や OPIPP に対して共有する。
 - ② SEDALORETO の下水システム管理能力および財務基盤強化に向け、必要に応じて、SEDALORETO と住宅衛生省およびロレト州政府等の関係機関との調整支援を行う。なお、関係機関との協議に同席した場合は、協議議事録を作成し、JICA 中南米部およびペルー事務所に共有する。
 - ③ 下水料金値上げのため、具体的提案を作成し、SEDALORETO に説明し、合意を得る。
 - ④ SEDALORETO の財務基盤強化に向け、SEDALORETO と住宅建設衛生省、SUNASS、国家水利庁等の関係機関との調整支援を行い、これら関係機関との会議等の場において③で合意を得た提案を説明する。
 - ⑤ SEDALORETO の下水システムの運営維持管理にかかる現況およびマニュアル等をレビューし、下水システム運営維持管理計画（案）を策定する。なお、当該計画（案）には、既設排水路にかかる維持管理についても含めること。
 - ⑥ 第1次現地業務の結果を踏まえ、SEDALORETO が抱える課題を分析した上で、SEDALORETO の下水システム管理能力および財務基盤強化策（案）を策定する。なお、当該強化策（案）においては、無収水対策等の上水分野における対策および接続柵を活用した下水管網への接続等、地域住民による接続率改善に向けた地域住民に対する啓発活動計画等を含めること。
 - ⑦ ⑥で作成した SEDALORETO の下水システム管理能力および財務基盤強化策（案）について、JICA 中南米部および JICA ペルー事務所に説明し、了解を得る。
 - ⑧ ⑥で作成した SEDALORETO の下水システム管理能力および財務基盤強化策（案）について、SEDALORETO に説明し、了解を得る。併せて、住宅建設衛生省および OPIPP にも当該強化策（案）を共有する。
 - ⑨ ⑧に基づいて、SEDALORETO による下水システム管理能力および財務基盤強化策の実施を支援する。なお、当該実施支援に際しては、下水システム管理能力および財務基盤強化策における対策の優先度や費用を考慮した実施スケジュールを作成すること。
 - ⑩ 第2次現地業務にかかる現地業務結果報告を SEDALORETO、住宅建設衛生省、OPIPP に対して行う。なお、当該報告に当たっては、ペルー側の理解が容易となるような報告方法で行うこと。
 - ⑪ 第2次現地業務にかかる第2次現地業務結果報告書（和文）にまとめ、JICA ペルー事務所に対して報告する。

(6) 第2次国内整理（2017年6月上旬）

- ① 第2次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第2次現地業務結果報告書（和文）に基づき、JICA中南米部に対して行う。
- ② 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA中南米部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書（全体）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文2部（JICA中南米部、JICAペルー事務所へ各1部）

(2) 第1次現地業務結果報告書（和文）

第1次現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に対して報告するために作成。第1次現地派遣期間中に実施した業務の具体的内容を記載。

和文2部（JICA中南米部、JICAペルー事務所へ各1部）

(3) 第2次現地業務結果報告書（和文）

第2次現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に対して報告するために作成。第2次現地派遣期間中に実施した業務の具体的内容を記載。

和文2部（JICA中南米部、JICAペルー事務所へ各1部）

(4) 専門家業務完了報告書（和文3部）

以下の記載項目を含めること。

1. 業務の具体的内容
2. 業務の達成状況
3. 業務実施上遭遇した課題とその対処
4. その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（含むペルー国内航空賃）及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空経路は、日本→米国→ペルーを標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

本業務は、当機構ペルー事務所の所在地であるリマ市から離れたイキトス市での

活動が中心であることから、以下に記載の一般業務費については、当機構ペルー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関連費：1,000,000円（10.（1）③の便宜供与に含まれない移動車両。

ただし、本業務における必要性に応じて、増額も可能）

・機材購入費（下水管ミラー）：150,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

なお、機材購入に際しては、その購入について事前に中南米部南米課から了解を得た上で実施する。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、12月下旬からは C/P 機関を含むペルー政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、第1次現地業務期間は11月下旬から12月中旬の間で提案してください。

②現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③便宜供与内容

当機構ペルー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり

ウ) 車両借上げ

第1次現地派遣開始時における移動車両の提供およびレンタカー会社およびタクシー会社にかかる情報提供

エ) 通訳備上

通訳（日西あるいは英西）の提供

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

ロレト州上下水道公社内に確保予定

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・「イキトス下水道整備事業」事業事前評価表

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_PE-P32_1_s.pdf)

(3) その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録ください。現地の治安状況については、JICAペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上